



■ 転出に伴うお手続きについて

- 新しい住所地の後期高齢者医療制度担当課に、転入の手続きをお願いいたします。
都外へ転出の方は「負担区分証明書」をお持ちください。
- 今後1年間ほどは武蔵野市からも後期高齢者医療関係の送付物が届く可能性があります。武蔵野市で送付先変更の設定をしていた方で設定解除をご希望の方は、武蔵野市の後期高齢者医療係までご連絡ください。
新しい住所地において送付先変更の設定をご希望の場合は、新しい住所地の後期高齢者医療制度担当課へお申し出ください。
- 新しい住所地から被保険者証を受け取られましたら、武蔵野市の被保険者証を返信用封筒で必ずご返却ください。

■ 保険料の精算について

- 保険料は転出日の前月分まで武蔵野市でかかります。転出月の翌月以降に、保険料を再計算した「保険料のお知らせ」を 転出先 または 送付先変更先 へ送付いたします。納付または還付のお手続きをお願いいたします。
- 転出先での納付方法などについては、新しい住所地の保険料担当へお問合せ下さい。